

新聞摘要

(2005年3月16日～4月15日)

3月18日(星期五)

17日消息,熊本市就一贯实施的、向无法就业因而接受生活保护的中國残留孤儿支付扣除假设其投入工作所能获得的预计收入之后剩余部分保护费政策,引起孤儿强烈要求支付全额生活保护费一事,向厚生劳动省核实后被指出“从保护费中扣除假象收入的行为,实属违反生活保护法”。熊本市因此向孤儿致歉,并决定支付其被扣除的所有保护费。

3月25日(星期五)

这天,大阪地方裁判所终结了对于34名居住在大阪府的中國残留孤儿所提起的、要求国家进行赔偿的索赔诉讼一案的审理工作。判决结果将于7月6日宣布。

3月28日(星期一)

这天,厚生劳动省发表了截止到2003年4月、中国帰国者生活实际情况调查结果。这项调查活动开始于1984年,此次为第9次实施。迄今为止,被调查对象皆为归来后十年以内的人,这回,首次将于1972年日中邦交正常化后、直到2003年3月之间回日本定居的帰国者列入调查对象。在大约5,200名被调查对象中,约有4,100人对调查提问作了回答。

ニュース記事から

(2005年3月16日～4月15日)

3月18日(金)

熊本市が、就労できずに生活保護を受けている中国残留孤儿に対し、働けば得られると推定した収入分を差し引いて保護費を支給していたが、孤儿側の全額支給の訴えに基づき厚生労働省に確認した結果、「架空の収入を保護費から差し引くことは、生活保護法に違反する」との指摘を受けたことが17日までに分かった。同市は孤儿側に謝罪し、差し引いた全額を支給する方針を同日までに決めた。

3月25日(金)

大阪府在住の中国残留孤儿など34人が大阪地裁に提訴している国家賠償訴訟が25日、結審した。判決は7月6日の予定。

3月28日(月)

厚生労働省は28日、2003年4月現在の中国帰国者の生活実態調査結果を発表した。同調査は1984年にスタートし、今回で9回目となるが、これまでは帰国後10年以内の者を対象としていたが、今回初めて1972年の日中国交正常化以降2003年3月までの永住帰国者全員を対象とした。約5,200人の対象者のうち、約4,100人から回答を得た。

3月29日(星期二)

29日,尾辻厚生労働大臣在内閣会议结束后召开的记者招待会上表示,将于2005年度对财团法人中国残留孤儿援护基金开展的、以归国定居的中国残留孤儿为对象所实施的“资助探望・慰问养父、养母”事业进行扩大,并表示,现在所实施的、向第一次回中国探望・慰问养父、养母的孤儿提供公费资助这一措施,将沿用到第二次。另外,同基金还决定向孤儿支付迄今为止往返中国的交通费、滞在费以外,另外新支付一些给养父母的慰问金。



4月4日(星期一)

对于某一中国男性及其一家四口,因与中国残留孤儿无血缘关系而受到东京入国管理局强制遣返处分,并与妻子一同被入国管理局收容一事(请参照上一期3月7日及10日消息),东京入国管理局4日下午宣布暂时释放这名中国男性。此次暂时释放是以其回中国为条件的,由于此名男性的妻子也在考虑回中国,因此,正在进行办理让两个孩子接受养父、养母抚养制度的手续。

3月29日(火)

尾辻厚生労働相は29日の閣議後の記者会見で、永住帰国した中国残留孤児を対象とした財団法人中国残留孤児援護基金の「養父母お見舞い訪中援助」事業を2005年度から拡充し、現在は1回限りの公的資金援助を2回目も実施することを明らかにした。また、同基金は、これまでの往復の交通費、滞在費などに加えて見舞金を新たに支給することを決めた。



4月4日(月)

中国残留孤児との血縁関係がないとして、中国人男性の一家4人が東京入国管理局から退去強制処分を受け、この中国人男性とその妻が入国管理局の施設に收容されている問題(前号3月7日及び同月10日の記事参照)で、東京入国管理局は4日午後、中国人男性を仮放免した。今回の仮放免は中国への帰国が条件で、妻も帰国を検討しているため、2人の子どもは里親制度の利用手続きを進めている。

